## 各種健康診断結果報告書等の提出は、お早めにお願いします

### 岡崎労働基準監督署西尾支署

各種健康診断結果報告書等の提出時期は、法令で下記のとおり定められています。未提出の場合には、お早めにご提出をお願いします。なお、いただいた報告をもとに全国統計を作成する必要から、年度内、可能であれば $1\sim2$ 月を目途に提出をお願いしておりますので、併せてご留意をお願いします。

報告名	法令上の報告時期等	報告方法等	
		電子申請	参照サイト
● 定期健康診断結果報告書	健康診断を行ったときは、 遅滞なく報告	R7.1.1より 電子申請 義 務 化	■
● 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書			
● 有機溶剤等健康診断結果報告書			
● じん肺健康管理実施状況報告	毎年 12 月 31 日現在の状況を 翌年 2 月末日までに報告 じん肺健康診断を行ってい ない年も提出が必要です。		
● 心理的な負担の程度を把握する ための検査結果等報告書	1年以内ごとに1回、定期に報告 事業年度の終了後等、事業 場ごとに提出時期を設定 して差し支えありません。		
● 特定化学物質健康診断結果報告書	・ 健康診断を行ったときは、 遅滞なく報告	_	回済 回済 e-Gov 電子申請サイト
● 鉛健康診断結果報告書			
● 四アルキル鉛健康診断結果報告書			
● 高気圧業務健康診断結果報告書			
● 電離放射線健康診断結果報告書			
● 除染等電離放射線健康診断結果報告書			
● 石綿健康診断結果報告書			厚生労働省ホームページ
● 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	_		様式ダウンロード

- 令和7年1月1日より、上表のとおり一部報告の電子申請が義務化されます。厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用の上、申請いただきますようお願いします。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)
- 電子申請が義務化されていない報告についても、「e-Gov 電子申請」サイトから電子申請を行うことができます。
- 書面による報告様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

# 各種報告書の電子申請が義務化されます - 令和7年1月1日から —

#### 岡崎労働基準監督署西尾支署

令和7年1月1日より、以下の報告の電子申請が義務化されます。(経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。)

### 電子申請が義務化される報告

- 労働者死傷病報告(令和7年1月1日より一部、様式が改正されます。)
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



- 厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。
- 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報を e-Gov を介して直接電子申請することが可能です。
- 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、<u>作業の一時中断や、</u> 再申請などの場合に再利用が可能です。



厚生労働省ポータルサイト 入力支援サービス